

京都市告示第 296号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

令和5年9月1日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日

令和5年9月19日（火）から同月22日（金）までの4日間

（文化市民局 歴史資料館）